

津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事

図面リスト

A-01	建設工事特記仕様書 1	E-01	電気設備特記仕様書 1
A-02	建設工事特記仕様書 2	E-02	電気設備特記仕様書 2
A-03	建設工事特記仕様書 3	E-03	電気設備特記仕様書 3
A-04	建設工事特記仕様書 4	E-04	電気設備（電灯設備）
A-05	附近見取図・配置図兼仮設計画図	E-05	電気設備（撤去）
A-06	平面図兼内部仮設計画図		
A-07	教育娯楽室平面詳細図、仕上表、建具表		
A-08	展開図		
A-09	天井伏図		
A-10	部分詳細図		

工事特記仕様書(改修)	
I. 工事名称 津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	
I. 工事概要	
1 工事場所 津市 美杉町奥津 地内	6. 518 m ²
2 敷地面積	
3 工事内容 横幅 棟名 構造 建築面積 延べ面積	津市美杉高齢者生活福祉センター 鉄骨造平家建 956.2 m ² 956.2 m ²
工事項目	内部改修
III. 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修標準仕様書」という。)による。
2 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 項目欄に記載の()内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官房営繕部監修(平成28年版) 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官房営繕部監修(平成28年版) 3) 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官房営繕部監修(平成24年版)
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における請負人は、提出し工事に遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 施設は工事期間中であっても使用しているため、施設利用者及び、運営に支障が生じないよう、施工に留意すること。 ※ 作業着手までの施設調査は、事前に施設管理者・監督員の承諾を得るものとし、施設開放に影響を与えない範囲とする。 ※ 特定作業に伴つて発生する騒音は、低振動・低騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事により、周辺住民からの苦情があつた時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得から行うこと。 ※ 工事用水、電気及び便所については既存の施設を利用できる。但し、施設行事に影響しないよう事前に打合わせの上、計画し、施工すること。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落させたり、ほこり等を飛散させないように万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時に誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。工事車両駐車場に駐車し、休工日等には駐車スペースを開放すること。 ※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧とともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員と合意のもと写真に記録しておくこと。また、工事過程において、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数値は参考とし、当面の優先する。 ※ 同建築物別工事があるので、互いに協力し工事の遂行に影響のないよう務めること。
	③ 発生材の処理等	工事者は、その工事に特定建設資材を使用する新築工事等あって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法
	工程	作業の有無
	造成等	・ 有・無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	・ 有・無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	上部構造部分・外装	・ 有・無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	屋根	・ 有・無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	建築設備・内装等	○ 有・無 ○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用
	その他()	・ 有・無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	引き渡しを要するもの	(・無・)
	特別管理産業廃棄物	・ 有()
	アスベスト成形板等解体時の留意点	處理方法()
	1. 手はらし等、出来だけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば温潤状態(散水)として作業を進めること。 3. 飛散されない様にすること。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 7. 現場において再利用を図るもの	()
	再資源化を図るもの	○ コンクリート塊 ○ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材
	引渡を要するもの、再資源化を図るものについての調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効的利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	

4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の4月1日から8月31までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。
6 電気保安技術者(1.3.3)	適用する
7 技能士(1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
8 施工数量調査(1.5.2)	調査範囲及び調査方法・工程別の特記による
9 調査のための破壊部分の補修(1.5.3)	補修方法・図示(面番号:)・()
⑩ 建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、「☆☆☆以上とする。
11 化学物質の濃度測定(1.6.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。) 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン ステレン パラジクロロベンゼン 学校 教育施設 ● ● ● ● ● ● 住宅 ● ● ● ● ● ● その他 ● ● ● ● ● ●
12 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
13 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
14 工事写真	當緒工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房営繕部(平成28年版))に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。
15 完成図(1.8.2)	作成する(● 完成図 保全に関する資料) 完成図範囲(設計図を訂正) 完成図はC A Dにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部により提出すること。
16 完成写真	○デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。 写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。
17 設備工事との取扱い	施工範囲 ・ 図示した筋鉄コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
18 既存部分等へ(1.3.13)	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
19 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
20 消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事 (建築工事 電気設備工事 機械設備工事) 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
21 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
22 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
23 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

① 足場	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置型方式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。
② 仮設工事	(2.2.1) (表2.2.1) 内部足場の種別 ○ 脚立 足場板 () 外部足場の種別 () 防護シート等による養生 適用する 適用しない 既存部分の養生 () 既存ブライド・カーテンの養生 養生方法 () 保管場所 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う () 行わない 仮設間仕切り () 屋内の仮設間仕切り A種 B種 C種 合板 厚さ 9 mm () せっこうボード 厚さ 5 mm () 合板又は石こうボードの塗装 行う () 行わない 仮設屏 () 構内既存物の一部を使用する 設置する 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m ²) 通用 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 規格
4 監督員事務所	監督員事務所の仕上げ 部位等 仕上げ 床 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り 屋根 裝溶脂垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 種類 机・いす 書棚 黒板・白板 掛時計 溫度計 数量 組 台 個 個 種類 長靴 雨羽衣 保護帽 懐中電灯 衣類ロッカー 数量 足 着 個 個 種類 消火器 掃除具 受注者加入電話 冷暖房機器 数量 個 台 台
6 仮設便所	構内既存の施設 ○ 利用できる 利用できない
7 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる (有償 ○ 無償) 利用できない
8 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (有償 ○ 無償) 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
9 交通誘導警備員	配置 ○ 図示(面番号: A-5) 資材搬入時に配置

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大田登録 264600 松田 恒一	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事 建築工事特記仕様書1	No. A-01 年月日 原図: A2 縮尺

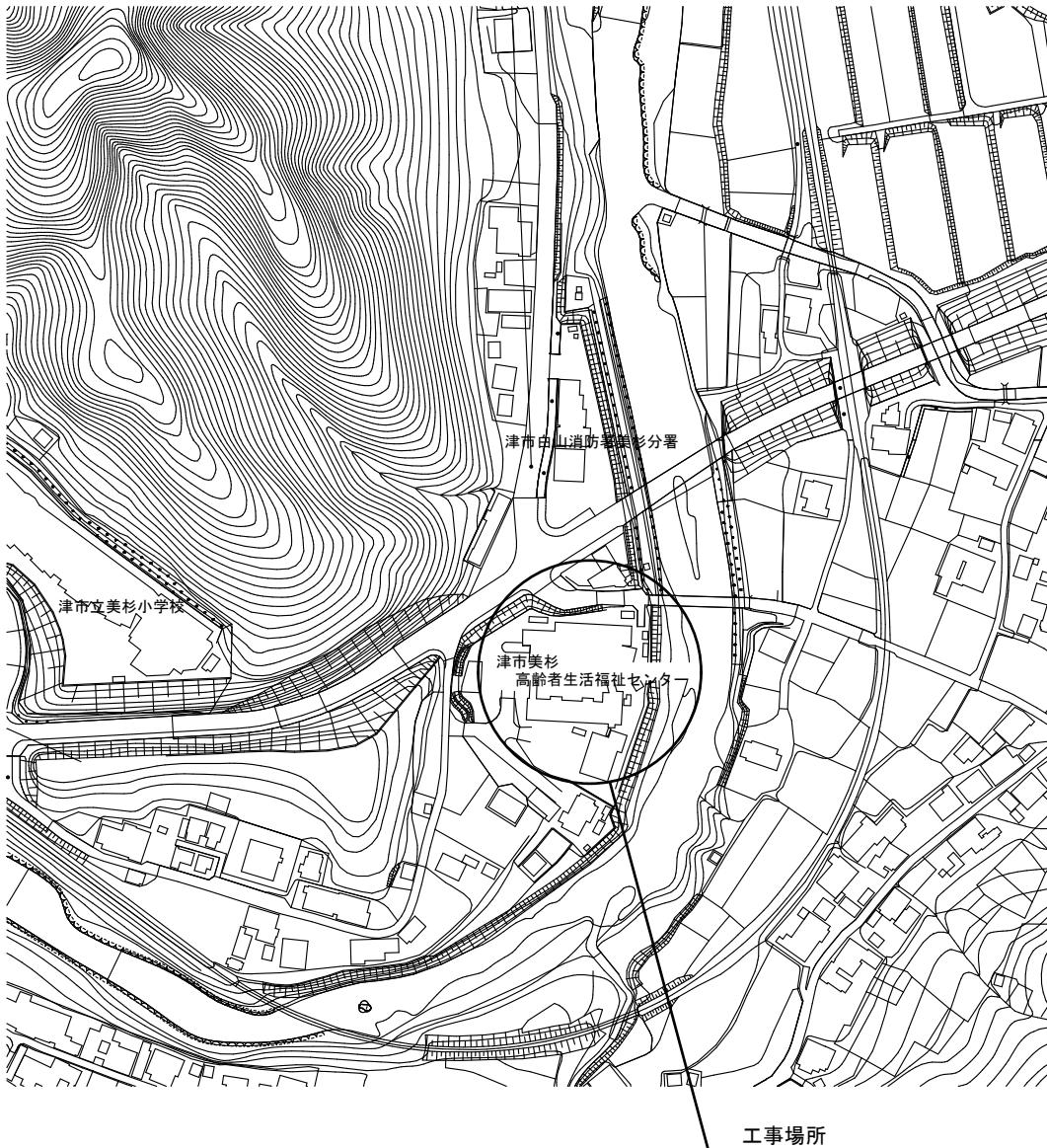
3 防 水 改 修 工 事	<p>1 アスファルト防水 (3.1.4) (3.3.3) (表3.3.3)～(表3.3.10)</p> <p>改質アスファルトルーフィングシート 種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・() 厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・()</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・() 厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・()</p> <p>断熱工法の断熱材(P1BI, P2AI, T1BI, POD1, M3DI, M4DI) 材質・() ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり) ・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 厚さ・() ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置・図示(面番号:)</p> <p>脱気装置(M3D, POD, POD1, M3DI, M4DI) ・設ける(設置数量・図示(面番号:)、材質() ・設けない ・仕上塗料種類()使用量()</p> <p>保護コンクリートの厚さ こて仕上げ・水下80mm以上・() 床タイル張り・水下60mm以上・()</p> <p>保護層・設ける・設けない 屋上排水溝の適用・適用する 立上り保護・乾式保護材() ・れんが(材種・JIS R1250)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1B</td><td>B-1 B-2 B-3</td><td></td></tr> <tr> <td>P1E</td><td>E-1 E-2</td><td></td></tr> <tr> <td>P2E</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			工法	種別	施工箇所	P1B	B-1 B-2 B-3		P1E	E-1 E-2		P2E		
工法	種別	施工箇所														
P1B	B-1 B-2 B-3															
P1E	E-1 E-2															
P2E																
1 改修工法 (5.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> かぶせ工法 カバー工法 持出し工法 ノンシール工法 															
2 防火戸 (5.1.4)	<ul style="list-style-type: none"> 撤去工法 はつり工法 															
3 見本の製作 (5.1.5)	<ul style="list-style-type: none"> 例示仕様 自動閉鎖機構 個別認定(認定番号:) 図示(面番号:) 															
4 防犯建物部品 (5.1.7)	<ul style="list-style-type: none"> 製作する 製作しない 															
5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(c)	<ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) 															
6 アルミニウム製建具 (5.2.2)	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する 再使用しない 															
7 網戸 (5.2.3)(e)	<p>性能等級等 A種 B種 C種</p> <ul style="list-style-type: none"> 防音ドアセット、防音サッシ(等級) 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) 耐震ドアセット(等級) 結露水の処理方法・図示(面番号:) 															
8 樹脂製建具 (5.3.2)～(5.3.5) (表5.3.1)～(表5.3.3)	<p>アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部に面する建具 <ul style="list-style-type: none"> B-1 B-2 () 内部に面する建具 <ul style="list-style-type: none"> C-1 C-2 () 															
9 銅製建具 (5.4.2)	<p>可動式 固定式</p> <p>防虫網の材質</p> <ul style="list-style-type: none"> 合成樹脂製 ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス(SUS316)製 <p>網目</p> <ul style="list-style-type: none"> 16メッシュ 18メッシュ 															
10 銅製軽量建具 (5.5.2)～(5.5.5) (5.2.2)(b)～(5.5.3) (5.7.3)(a)～(5.2.3)(a)	<p>性能等級等</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 <p>防音ドアセット、防音サッシ(等級)</p> <p>断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)</p> <p>ガラス・複層ガラス・()</p> <p>建具枠見込寸法・図示(面番号:)</p> <p>水切り・図示(面番号:)</p> <p>ぜん板・図示(面番号:)</p> <p>丁番・改修標準仕様書(表5.7.3)による・図示(面番号:)</p>															
11 ステンレス製建具 (5.6.2)～(5.6.4)	<p>鋼製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 外部に面する建具の耐風圧 <ul style="list-style-type: none"> S-4 S-5 S-6 <p>防音ドアセット、防音サッシ(等級)</p> <p>断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)</p> <p>耐震ドアセット(等級)</p> <p>めっき付着量 JIS G 3302 Z12 F12 ()</p> <p>JIS G 3317 Y08 ()</p> <p>H>2400又はW>950の建具</p> <p>鋼板類の厚さ・図示(面番号:)</p>															
12 建具用金物 (5.7.2)～(5.7.4)	<p>鋼製軽量建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 防音ドアセット、防音サッシ(等級) 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) 耐震ドアセット(等級) <p>タイル部分張替え工法</p> <p>アンカービニング</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分エポキシ樹脂注入工法 全面エポキシ樹脂注入工法 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 注入口付アンカービニング 部分エポキシ樹脂注入工法 全面エポキシ樹脂注入工法 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 <p>充填工法</p> <p>モルタル塗替え工法</p> <p>表面仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 塗装 ビニール被覆鋼板 カラー鋼板 ステンレス鋼板 HL 鏡面 <p>ステンレス製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 外部に面する建具の耐風圧 <ul style="list-style-type: none"> S-4 S-5 S-6 <p>防音ドアセット、防音サッシ(等級)</p> <p>断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)</p> <p>耐震ドアセット(等級)</p> <p>金物の見え掛け部等の材質等</p> <p>改修標準仕様書(表5.7.1)による</p> <p>マスターkey 製作する Q 製作しない</p>															
13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)	<p>開閉装置の性能値</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) 															
14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	<p>センサーの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) <p>凍結防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ありなし 															
15 重量シャッタ (5.10.2)	<p>自閉式上吊り引戸装置の性能値</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修標準仕様書(表5.9.1)による() 															
16 軽量シャッタ (5.11.2)	<p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般重量シャッター 外壁用防火シャッター 屋内用防火シャッター 防煙シャッター 															
17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	<p>耐風圧強度(Pa以上)</p>															
18 板ガラス (5.13.2)(a)～(5.13.4)	<p>開閉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 上部電動式(手動併用) 上部手動式 															
19 ガラス留め材 (5.13.2)(b)	<p>一般重量シャッターカース</p> <ul style="list-style-type: none"> 設ける 設けない めっき付着量 Z12 F12 () 															
20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)	<p>耐風圧強度(Pa以上)</p>															
21 ガラスプロック (5.13.5)	<p>スラットの材質及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> インターロッキング形 オーバーラッピング形 めっき付着量 JIS G 3312 Z06 F06 () JIS G 3322 AZ90 () 															
22 ガイドホール	<p>型式及び機構</p> <p>セクション材料</p> <ul style="list-style-type: none"> スチールタイプ アルミニウムタイプ フィバーグラスタイプ 															
23 バランス式 (5.13.6)	<p>耐風圧強度(Pa以上)</p>															
24 チーン式 (5.13.7)	<p>開閉方式</p> <ul style="list-style-type: none"> バランス式 チーン式 電動式 															
25 ローベッド形 (5.13.8)	<p>収納形式</p> <ul style="list-style-type: none"> スタンダード形 ローベッド形 ハイリフト形 パーチカル形 															
26 ハイリフト形 (5.13.9)	<p>ガイドホール</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶融亜鉛めっき鋼板 ステンレス鋼板 															
27 パーチカル形 (5.13.10)	<p>既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>改修部分</td> <td>改修範囲</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>図示(面番号: A-9)</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>図示(面番号: A-8)</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>図示(面番号: A-7)</td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	天井	図示(面番号: A-9)	壁	図示(面番号: A-8)	床	図示(面番号: A-7)							
改修部分	改修範囲															
天井	図示(面番号: A-9)															
壁	図示(面番号: A-8)															
床	図示(面番号: A-7)															
28 天井内既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 (5.13.11)	<p>天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) 															
29 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 (5.13.12)	<p>天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) 															
30 既存床仕上げ材の除去等 (5.13.13)	<p>既存床仕上げ材の除去等</p> <ul style="list-style-type: none"> 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 行う 行わない 															
31 合成樹脂塗り床材の除去等 (5.13.14)	<p>合成樹脂塗り床材の除去等</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械的除去工法 目荒し工法 															
32 改修後の床の清掃範囲 (5.13.15)	<p>改修後の床の清掃範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 															
33 既存壁撤去、下地補修 (5.13.16)	<p>既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修法</p> <ul style="list-style-type: none"> () 															
34 既存床撤去、下地補修 (5.13.17)																
35 既存壁撤去、下地補修 (5.13.18)																
36 既存床撤去、下地補修 (5.13.19)																
37 既存壁撤去、下地補修 (5.13.20)																
38 既存床撤去、下地補修 (5.13.21)																
39 既存床撤去、下地補修 (5.13.22)																
40 既存床撤去、下地補修 (5.13.23)																
41 既存床撤去、下地補修 (5.13.24)																
42 既存床撤去、下地補修 (5.13.25)																
43 既存床撤去、下地補修 (5.13.26)																
44 既存床撤去、下地補修 (5.13.27)																
45 既存床撤去、下地補修 (5.13.28)																
46 既存床撤去、下地補修 (5.13.29)																
47 既存床撤去、下地補修 (5.13.30)																
48 既存床撤去、下地補修 (5.13.31)																
49 既存床撤去、下地補修 (5.13.32)																
50 既存床撤去、下地補修 (5.13.33)																
51 既存床撤去、下地補修 (5.13.34)																
52 既存床撤去、下地補修 (5.13.35)																
53 既存床撤去、下地補修 (5.13.36)																
54 既存床撤去、下地補修 (5.13.37)																
55 既存床撤去、下地補修 (5.13.38)																
56 既存床撤去、下地補修 (5.13.39)																
57 既存床撤去、下地補修 (5.13.40)																
58 既存床撤去、下地補修 (5.13.41)																
59 既存床撤去、下地補修 (5.13.42)																
60 既存床撤去、下地補修 (5.13.43)																
61 既存床撤去、下地補修 (5.13.44)																
62 既存床撤去、下地補修 (5.13.45)																
63 既存床撤去、下地補修 (5.13.46)																
64 既存床撤去、下地補修 (5.13.47)																
65 既存床撤去、下地補修 (5.13.48)																
66 既存床撤去、下地補修 (5.13.49)																
67 既存床撤去、下地補修 (5.13.50)																
68 既存床撤去、下地補修 (5.13.51)																
69 既存床撤去、下地補修 (5.13.52)																
70 既存床撤去、下地補修 (5.13.53)																
71 既存床撤去、下地補修 (

④ 木下地等 (6.5.1) (c) (表6.5.1) (6.5.2) (a) (2) (表6.5.2)	表面仕上げ A種 B種 C種					
	木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比)					
	部材名称 種別					
	下地材 A種 B種					
	造作材 A種 B種					
	製材 「製材の日本農林規格」による製材					
	部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率					
	下地用 図示 (図面番号:) · () · ()					
	針葉樹製材 国示 (図面番号:) · () · ()					
	造作用 針葉樹製材 国示 (図面番号:) · () · ()					
	広葉樹製材 国示 (図面番号:) · () · ()					
(6.5.2) (b) (1) (6.5.2) (b) (2) (6.5.2) (b) (3) (表6.5.3)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種・寸法・材面の品質・防虫処理・難燃処理及び含水率 図示 (図面番号:)					
	造作材の材面の品質 A種 · ()					
	樹種 部位 樹種 県産材					
	代用樹種の使用 禁止する 禁止しない					
	造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材					
	部位 樹種・寸法 見付け材面の等級 厚さ					
	造作用集成材 国示 (図面番号:) · ()					
(6.5.2) (b) (3) (6.5.2) (c) (i) (6.5.2) (c) (ii) (6.5.2) (d) (i) (6.5.2) (d) (ii) (6.5.2) (e) (6.5.5) (a) (6.5.5) (b) 5 軽量鉄骨天井下地 (6.6.1) (6.6.3)	化粧ばり造作用集成材 国示 (図面番号:) · ()					
	集成材 国示 (図面番号:) · ()					
	化粧ばり構造用造作用集成柱 国示 (図面番号:) · ()					
	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種・寸法・見付け材面の品質 国示 (図面番号:)					
	含水率 1.5%以下 · ()					
	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材					
	部位 厚さ 表面の品質 防虫処理					
	造作用単板積層材 国示 (図面番号:) · () · ()					
	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 厚さ・表面の品質・防虫処理 国示 (図面番号:)					
	含水率 1.4%以下 · ()					
(6.5.5) (a) (6.5.5) (b) 6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)	床張り用合板等 部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ					
	防腐・防蟻処理 適用部位 国示 (図面番号:)					
	保存処理性能区分 ()					
	薬剤の塗布等の処理方法 ()					
	ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ()					
	防虫処理 国示 (図面番号:)					
7 ビニル床シート、 ビニル床タイル及びゴム床タイ ル張り (6.8.2) (6.8.2) (a)	野縁等の種類 屋内 19形 · ()					
	屋外 25形 · ()					
	形式及び寸法 屋外 国示 (図面番号:)					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	ふところ≥1.5m 改修標準仕様書(6.6.4) (h) 国示 (図面番号:)					
	ふところ>3m 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	スタッド、ランナー等の種類 国示 (図面番号:)					
8 カーベット敷き (6.9.3) (a) (表6.9.1)	弹性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 平滑仕上げ 防滑仕上げ つや消し仕上げ					
	エボキシン樹脂系塗床の仕上げ種類 薄膜流し展べ仕上げ (· 平滑 防滑) 厚膜流し展べ仕上げ (· 平滑 防滑)					
	樹脂モルタル仕上げ (· 平滑 防滑) 薄膜型塗床仕上げ (· 平滑)					
	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	スタッド、ランナー等の種類 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
9 合成樹脂塗床 (6.10.3) (b) (1) (表6.10.4)	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
	耐震天井 国示 (図面番号:)					
	既存埋込みインサー ト 使用する 使用しない					
	既存埋込みインサー ト、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (国示 (図面番号:)) 行わない					
10 フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2)	釘留め工法 材料 フローリングボード (根太張用) · ()					
	複合フローリング (根太張用) · ()					
	モザイクバーケット (直張用) · ()					
	接着工法 材種 フローリングボード (直張用) · ()					
	複合1種フローリング (直張用) · ()					
	複合2種フローリング (直張用) · ()					
	複合3種フローリング (直張用) · ()					
	緩衝材 合成樹脂発泡シート 国示 (図面番号:)					
	塗装 ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) オイルステイン塗りのうえワックス塗り 生地のままワックス塗り · ()					
	接着材 A種 B種 C種 D種					
11 置敷き (6.12.2) (表6.12.1)	材種 せっこうボード ()					
	化粧せっこうボード トラバーチン模様 木目模様 普通 立体模様 タイプⅡ0.8FK					
	セッコウボードの目地工法 継目処理 空付け 目透し					
	壁紙張り 施工箇所 品質 防火性能 不燃 準不燃 不燃 準不燃 不燃 準不燃					
	モルタル塗り 既製目地材 使用する (形状:) 床の目地 国示 (図面番号:)					
	伸縮調整目地 位置 国示 (図面番号:)					
	タイルの種類 施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 I類(磁器) II類(セッタ) III類(陶器) 役物 標準・特注色 有無					
	試験張り 行う 行わない 見本焼き 行う 行わない					
	セッコウ系 セメント系 塗厚 () mm					
	断熱材打込み工法 種類 A種 B種					
12 せっこうボード (6.13.2) (表6.13.1)	ビーズ法ポリスチレンフォーム 押出法ポリスチレンフォーム A種複質ウレタンフォーム フェノールフォーム					
	断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ [mm] 施工箇所 A種1 () mm 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所					
	A種2 () mm					
	A種3 () mm					
	断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ [mm] 施工箇所 A種1 () mm 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所					
	A種2 () mm					
	A種3 () mm					
	断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ [mm] 施工箇所 A種1 () mm 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所					
	A種2 () mm					
	A種3 () mm					

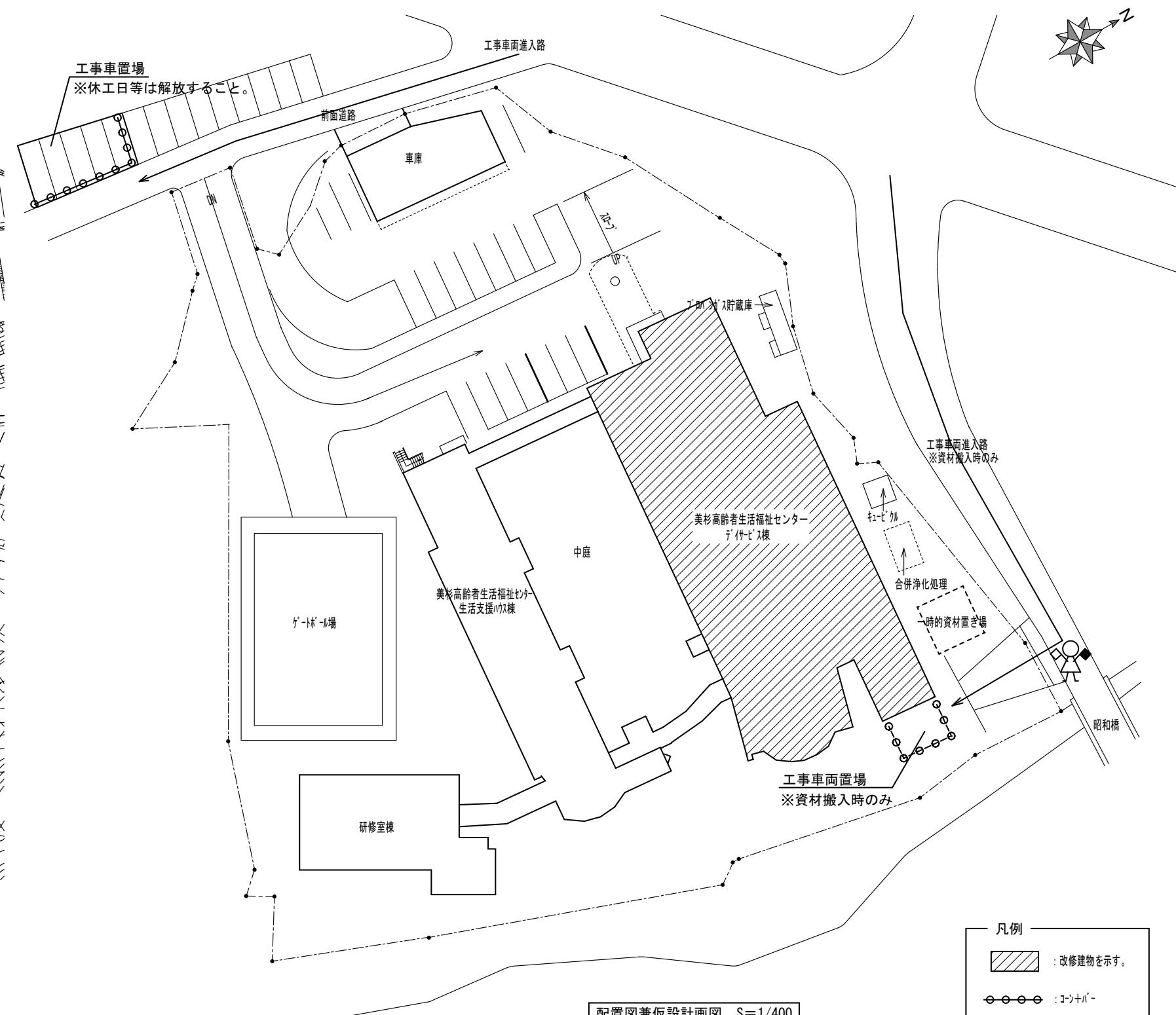
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計・監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	株 式 会 社 マ ツ ダ 設 計	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.
										年月日	A-03
						一級建築士 大臣登録 264600 松田 恵一				図面名 建築工事特記仕様書3	一 原図・A2

7 塗 装 改 修 工 事	1 材料 (7.1.3) (b)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:) 																							
	2 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1) ~ (表7.2.7)	<p>既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(面番号:) 																							
	3 銛止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3) ~ (表7.3.4)	<p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> <th>ひび割れ部の補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル、ブلاスター面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td>行う</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td>行う</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、押出成形セメント板面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td>行う</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面</td> <td>RA種 RB種 RC種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>銛止め塗料種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 亜鉛めっき鋼面 <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 <p>銛止め塗料塗り種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼面 A種 B種 C種 亜鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 	下地	種別	ひび割れ部の補修	木部	RA種 RB種 RC種		鉄鋼面	RA種 RB種 RC種		亜鉛めっき鋼面	RA種 RB種 RC種		モルタル、ブلاスター面	RA種 RB種 RC種	行う	コンクリート、ALCパネル面	RA種 RB種 RC種	行う	コンクリート、押出成形セメント板面	RA種 RB種 RC種	行う	せっこうボード、その他ボード面	RA種 RB種 RC種
下地	種別	ひび割れ部の補修																							
木部	RA種 RB種 RC種																								
鉄鋼面	RA種 RB種 RC種																								
亜鉛めっき鋼面	RA種 RB種 RC種																								
モルタル、ブلاスター面	RA種 RB種 RC種	行う																							
コンクリート、ALCパネル面	RA種 RB種 RC種	行う																							
コンクリート、押出成形セメント板面	RA種 RB種 RC種	行う																							
せっこうボード、その他ボード面	RA種 RB種 RC種																								
4 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1) ~ (表7.4.3)	<p>塗料種別 1種 ()</p> <p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	木部	A種 B種 C種	鉄鋼面	A種 B種 C種	亜鉛めっき鋼面	A種 B種 C種																
下地	種別																								
木部	A種 B種 C種																								
鉄鋼面	A種 B種 C種																								
亜鉛めっき鋼面	A種 B種 C種																								
5 クリヤラッカーペンキ塗り(DL) (7.5.2) (表7.5.1)	<p>種別</p> <p>木部 A種 B種</p>																								
6 アクリル樹脂系非分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 																								
7 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2) ~ (7.8.4) (表7.8.1) ~ (表7.8.3)	<p>上塗り等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級(フッ素系) 2級(シリコン系) 3級(ポリウレタン系) <p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面及び 押出成形セメント板面</td> <td>A-1種 A-2種 B-1種 B-2種 C-1種 C-2種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	鉄鋼面	A種 B種 C種	亜鉛めっき鋼面	A種 B種 C種	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	A-1種 A-2種 B-1種 B-2種 C-1種 C-2種																
下地	種別																								
鉄鋼面	A種 B種 C種																								
亜鉛めっき鋼面	A種 B種 C種																								
コンクリート面及び 押出成形セメント板面	A-1種 A-2種 B-1種 B-2種 C-1種 C-2種																								
8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-6) (7.9.2) ~ (7.9.5) (表7.9.1) ~ (表7.9.4)	<p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート、モルタル、 ブلاスター、せっこうボード、 その他ボード面</td> <td>A種 B種 C種 しみ止め()</td> </tr> <tr> <td>木部(屋内)</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(屋内)</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面(屋内)</td> <td>A種 B種 C種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	コンクリート、モルタル、 ブلاスター、せっこうボード、 その他ボード面	A種 B種 C種 しみ止め()	木部(屋内)	A種 B種 C種	鉄鋼面(屋内)	A種 B種 C種	亜鉛めっき鋼面(屋内)	A種 B種 C種														
下地	種別																								
コンクリート、モルタル、 ブلاスター、せっこうボード、 その他ボード面	A種 B種 C種 しみ止め()																								
木部(屋内)	A種 B種 C種																								
鉄鋼面(屋内)	A種 B種 C種																								
亜鉛めっき鋼面(屋内)	A種 B種 C種																								
9 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 しみ止め() 																								
10 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 																								
11 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 																								
12 ラッカーエナメル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 																								
13 木造保護塗料塗り(NP) (7.15.2) (表7.15.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 																								

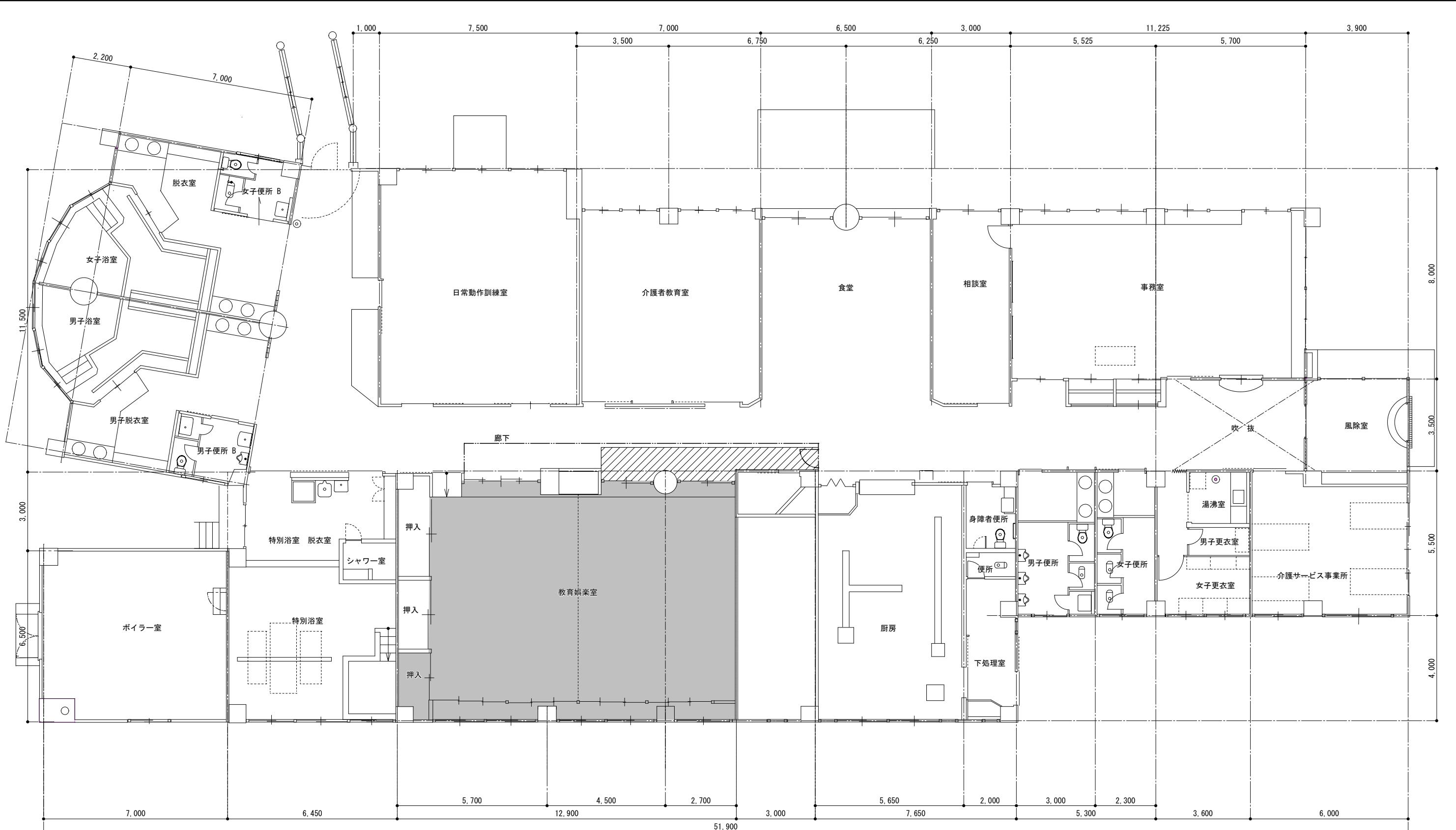
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大曾登録 264600 松田 恒一				建築工事特記仕様書4	—	A-04
					図面名					—	
										縮尺	原図:A2



附近見取図



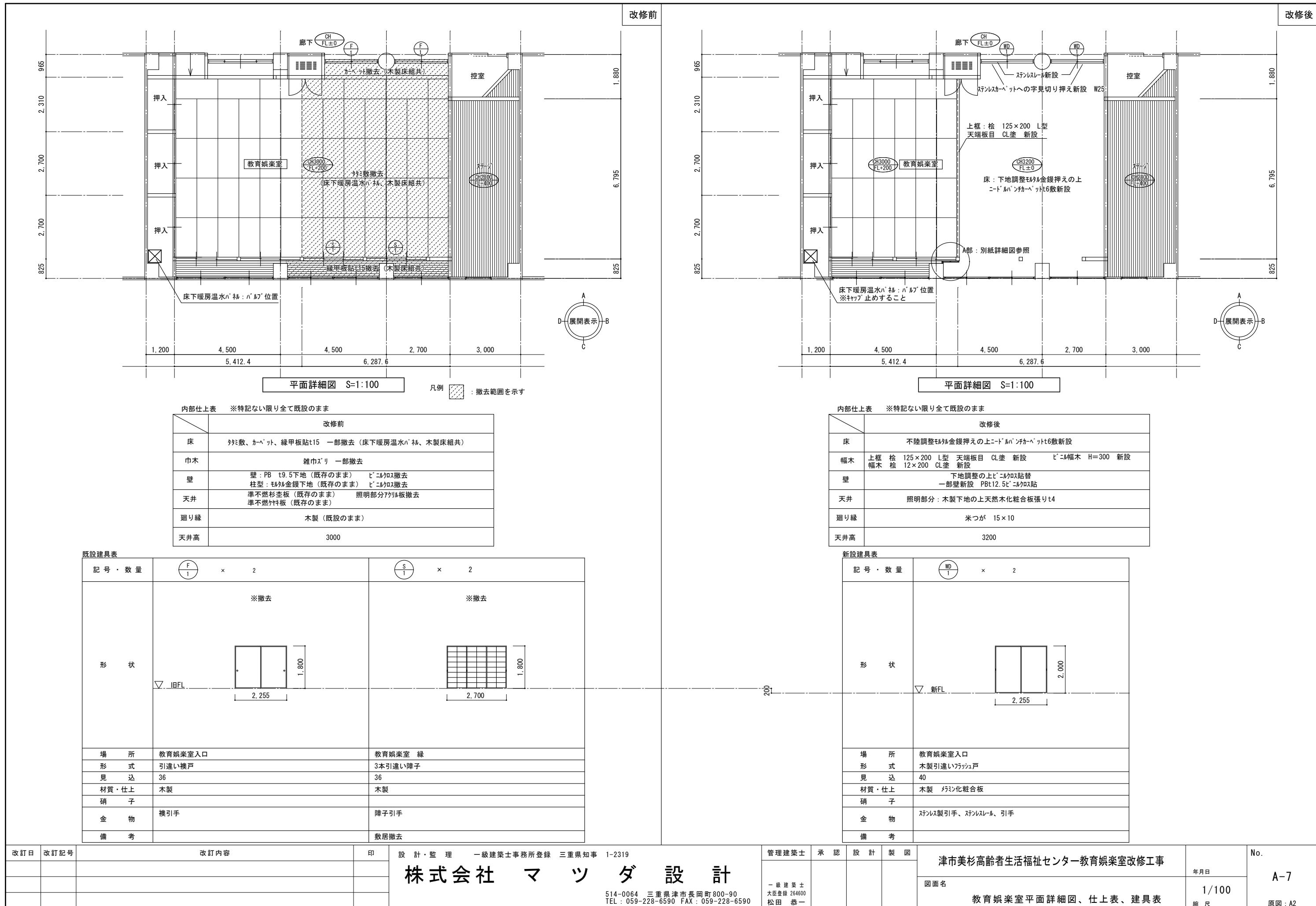
配置図兼仮設計画図 S=1/400



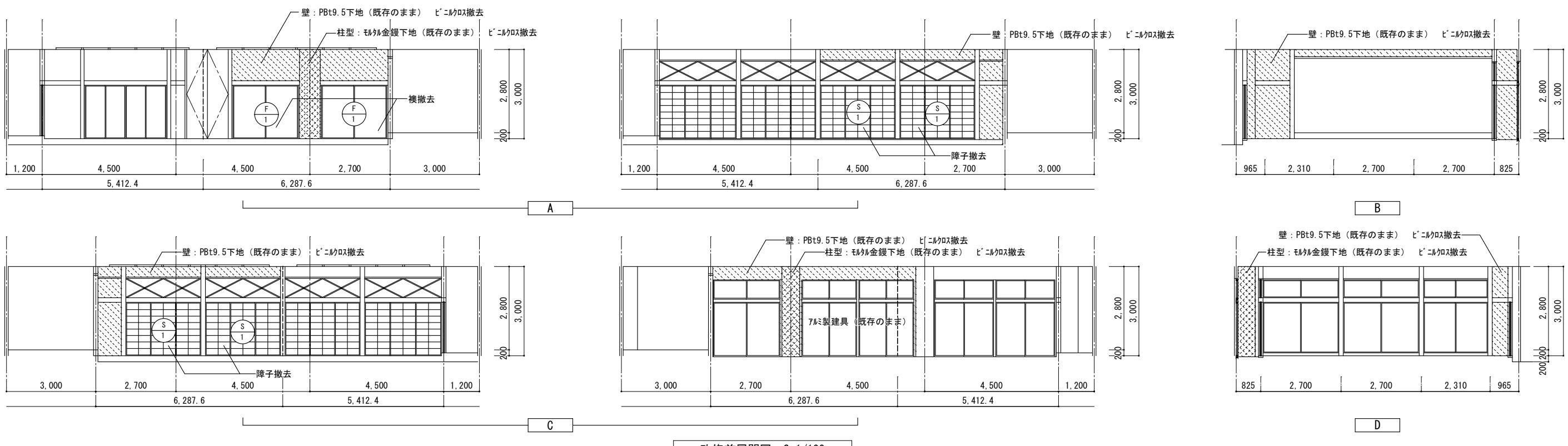
平面図兼内部仮設計画図 S=1:100

凡 例	
	改修範囲を示す
	床養生（シート+ペニヤ）範囲を示す
	仮設間仕切り壁：LGS下地、片面石膏ボード（t=9.5）張り扉（南京錠共）

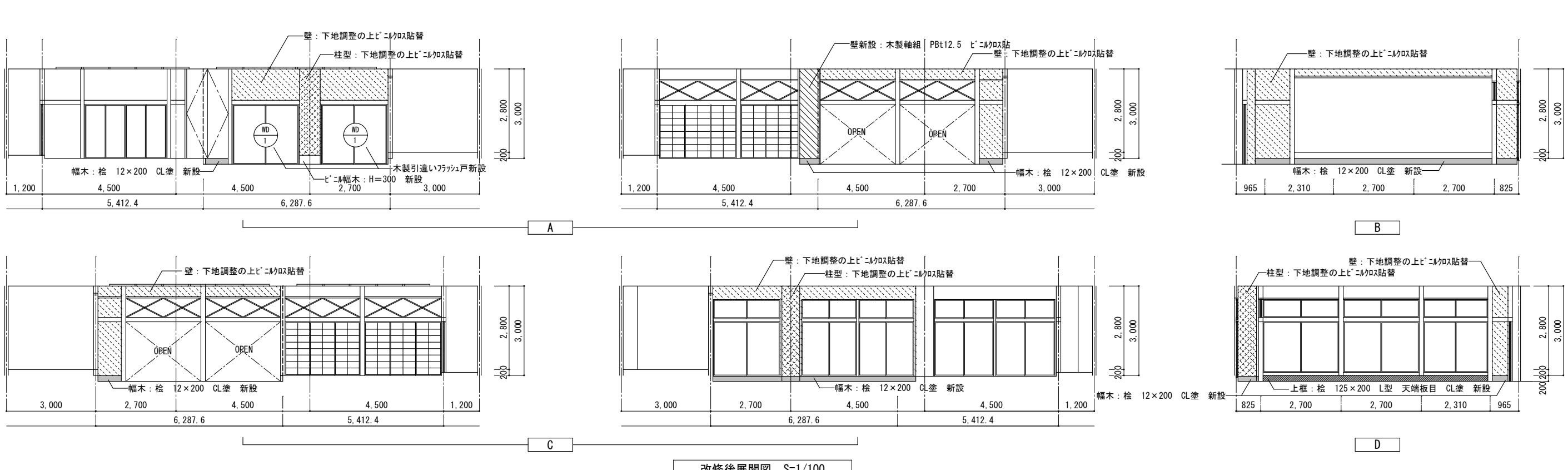
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計・監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				年月日	A-06
									図面名	
									1/100 平面図兼内部仮設計画図	縮 尺



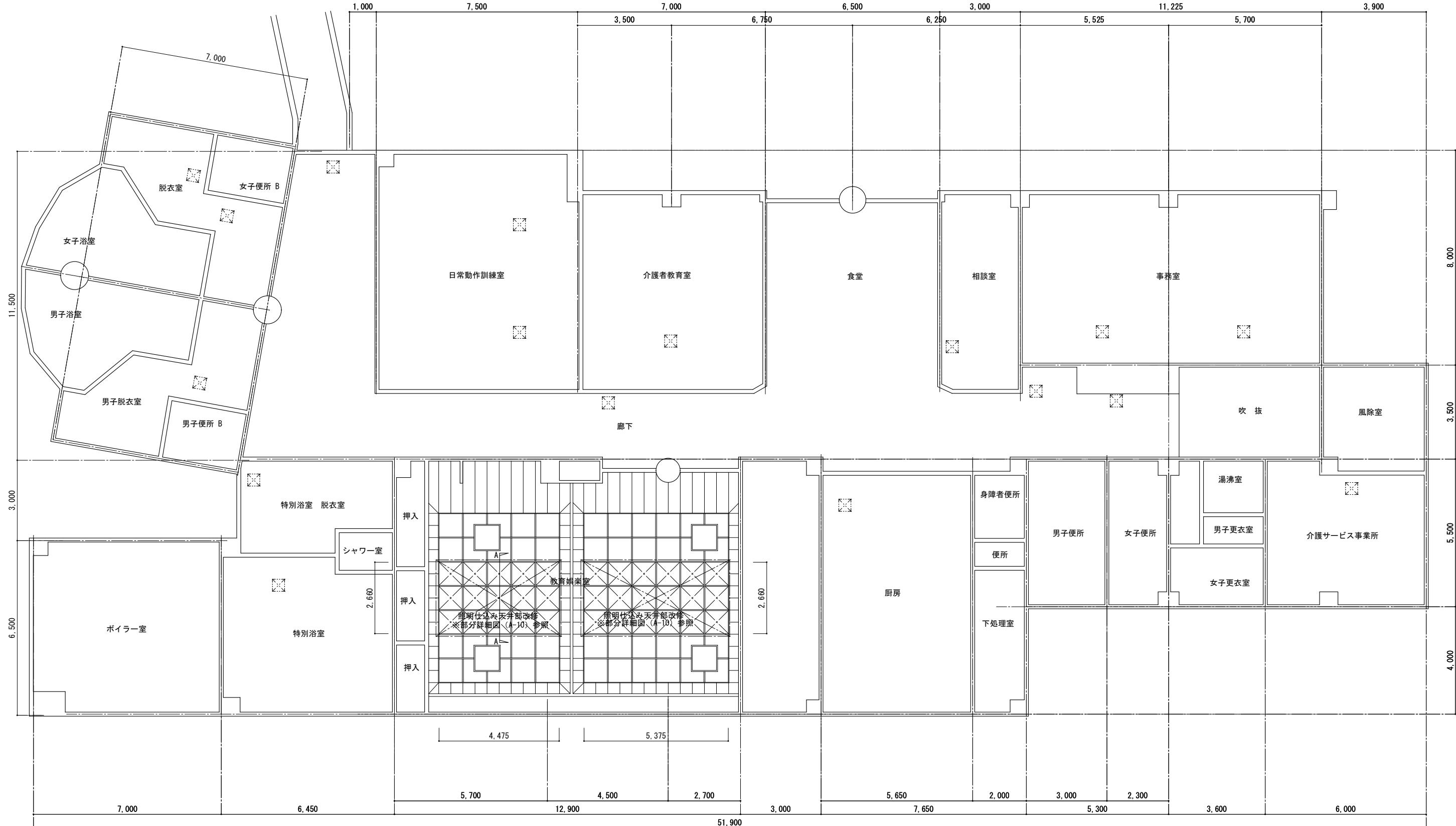
改修前



改修後



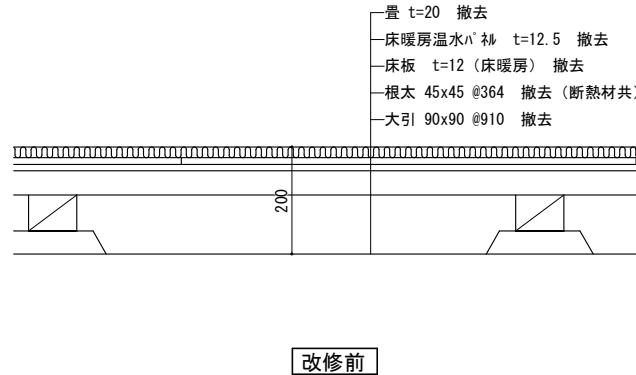
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				年月日 1/100 縮尺	A-8
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590					図面名 展開図	原図 : A2



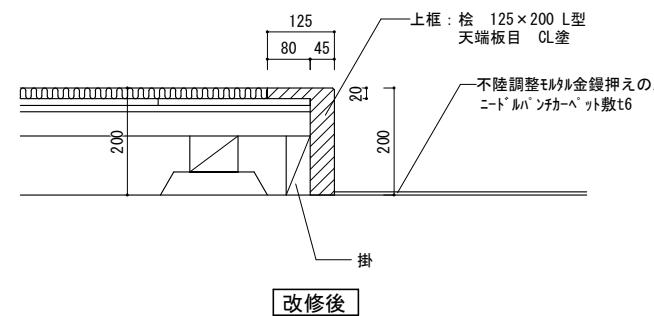
天井伏図 S=1:100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590 松田 恭一	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事 図面名 天井伏図	年月日 1/100 縮尺 原図 : A2

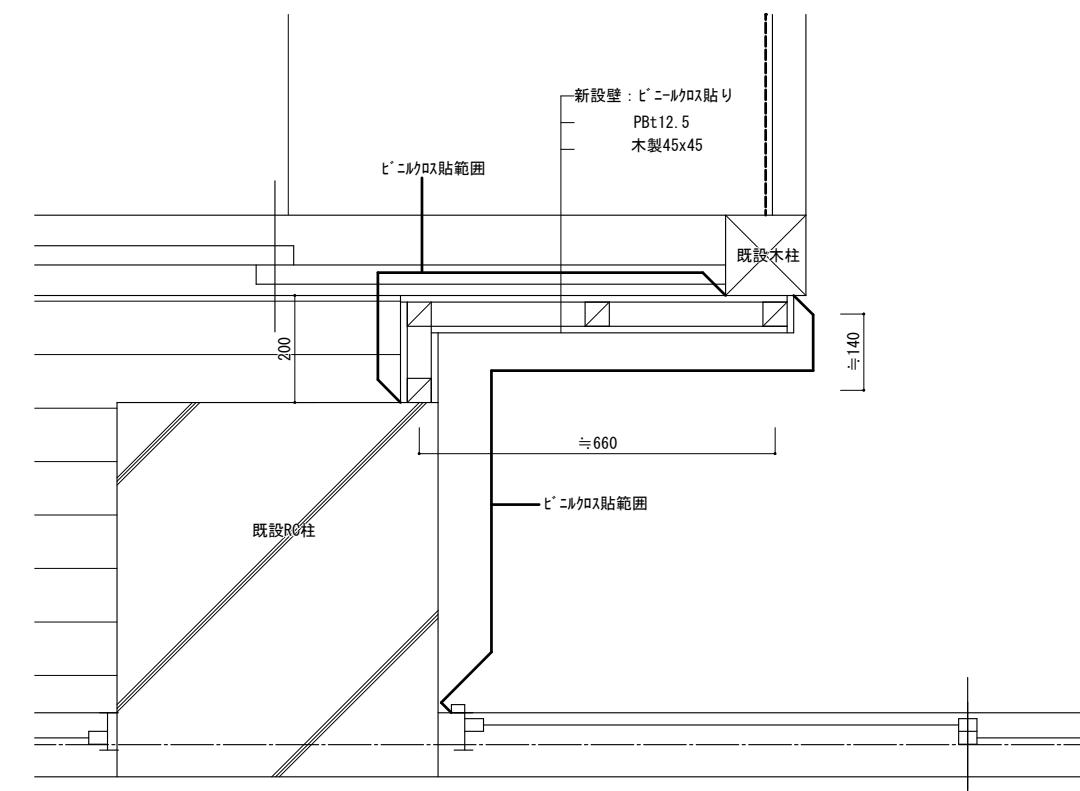
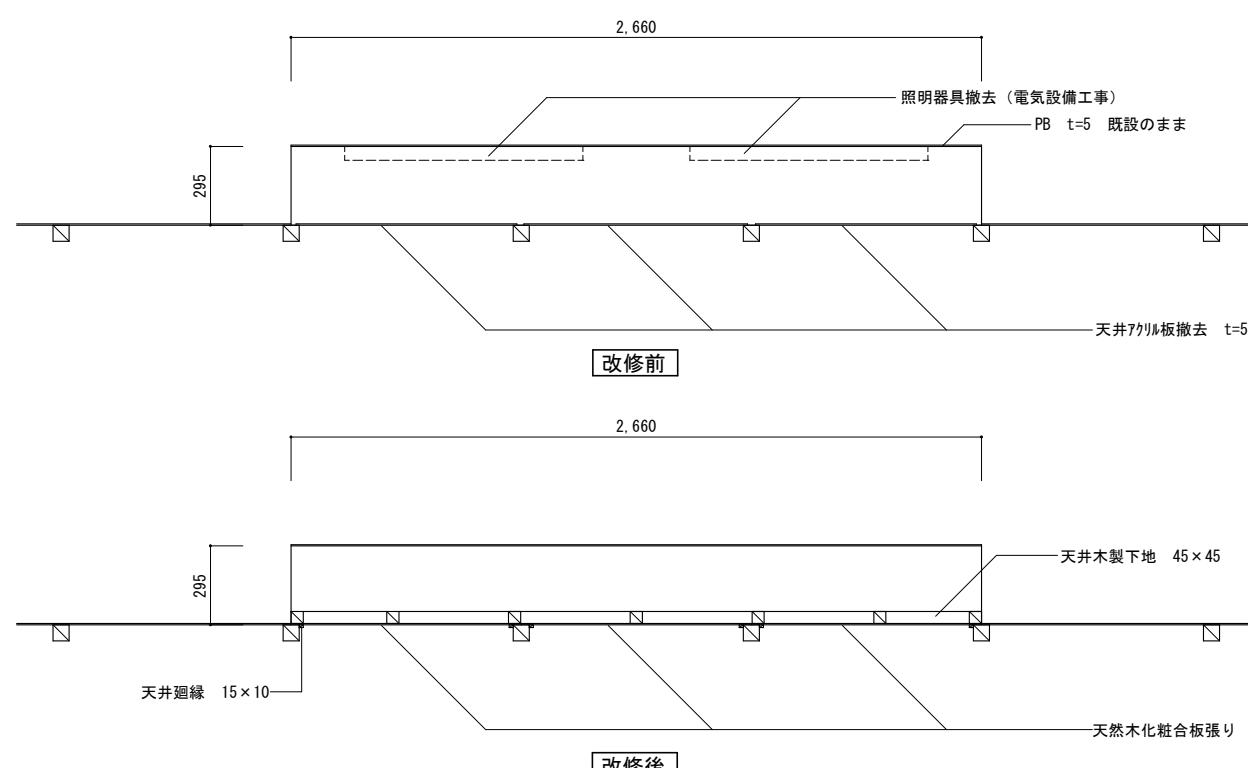
新設上框詳細図 S=1/10



A部 新設間仕切壁詳細図 S=1/10



教育娯楽室 天井改修 A-A断面詳細図 1/20



電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

- 工事名称 津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事
- 工事場所 津市 美杉町奥津 地内
- 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (m ²)	用途区分
				消防法施行令別表第一
津市美杉高齢者生活福祉センター	S造	平屋	956.2 m ²	6項
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所			
	津市美杉高齢者生活福祉センター			
電力設備	電灯設備	○		
	動力設備			
	雷保護設備			
	接地設備			
受変電設備				
電力貯蔵設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源システム			
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
通信情報設備	構内情報通信網設備			
	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	誘導支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備			
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
中央監視制御設備				
医療関係設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
その他				

I. 公社社棟	
1. 準備	
国電及び特記仕様書に記載されている事項については下記による。(最新のものを適用)	
・国電交通省大臣官房官庁常務部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)	
・国電交通省大臣官房官庁常務部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編・機械設備工事編)	
・国電交通省大臣官房官庁常務部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」	
・国電交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」	
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工事士法	
・労働安全衛生法	
・消防関連法規(例示、所轄署指導要領を含む。)	
・電力会社供給契約	
・その他関連法令、関連諸基準	
2. 一般通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2) 設計図面に定められた内容、現地の納まり取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とのおりに施工することで将来不具合が発生しうるとして予想される場合には、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図面のとおりの施工であっても施工上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間ににおいて協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調査不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心できる足場に関する基準」に適合する手すり・中さん及び転倒の機能を有する足場として、足場の組立て、解体又は変更の場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていなかったため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税免除請求書を提出して産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の受注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理実績計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に從事する者は、当該設備に関する各種消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事場中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。 ① 国電交通省大臣官房官庁常務部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ② 国電交通省大臣官房官庁常務部監修「公共建築改修工事標準図面」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③ 国土交通省大臣官房官庁常務部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ④ 国電交通省大臣官房官庁常務部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方・建築設備編一 ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施設に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工工程圖) 各工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プロトコル図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超吊運器類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 施工計画書、幹線計算書等 照査分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承認を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議して実施工表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期に印すること。
16. 工事写真	當工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり ・指定なし ・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり ・指定なし ・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり ・指定なし 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり ・指定なし 3) 構成工程期 適用する(工事期日より()日前) -適用しない 4) その他 ()
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通报するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指揮する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行ふとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1) 採算額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手時に「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に記入込んで監督員に提出する。 また、工事は更に完了した場合は「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 採算額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

発生する事の処理等	<p>(1)引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。)</p> <p>(2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他 ()</p> <p>現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施設に於して、下記等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を見発した場合は、監督員に報告し、対応を講ずるものとする。</p> <p>(3)現場において再利用を図るもの ・発生土 ・その他 ()</p> <p>(4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材</p> <p>(5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査書」を提出すること。 また、引き渡しを図るものについても同書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。〔ミニエクス方法、D、E景表を提示すること。〕</p>
官署への手続き	<p>工事の着手、着工、完成にあたり、開催官署への必要な届出、手続き等を遅延なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。</p> <p>●消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他 ()</p>
消防法関係の手続き	<p>(1)消火器に係る消防用設備等が設置届出書の作成 ・本工事　(・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事)　・別途工事</p> <p>(2)防火対象物使用届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。</p>
工事用仮設物	<p>構内への設置　・できる (施設管理者と協議)　・できない</p>
工事用電力、水、その他	<p>(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2)本工事で既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受注後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれまでに伴う費用負担も本工事に含まれる。</p>
工事中等の保安管理	<p>新設、増築等自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p>
搬入計画	<p>大型機器、重量物等の搬入計画に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の柱等)、障害物(足場等)、養生方法、運送会社、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び重量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し、監督員に提出する。</p>
製品確認	<p>発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行なう機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。</p>
機材等の検査及び試験	<p>検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によればか、監督員の指示による。</p>
完成確認及び完成実質時等の電源確保	<p>機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。</p>
完成時の操作説明	<p>タメイ、総合タイヤ、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書を作成し、機器に備えるものとする。</p>
不正軽油の使用的禁止	<p>市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</p> <p>受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同課題に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>
社会保険等未加入対策	<p>(1)適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者が下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。</p> <p>(2)下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めよう指導を行うこと。</p> <p>(3)受注者は、施工用制台帳、再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p>
その他	<p>設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>
	<p>2. 施工下部</p> <p>1. 計算</p> <p>2. 施工</p> <p>3. 面接</p> <p>4. 面接</p> <p>5. 依頼</p> <p>6. お問い合わせ</p> <p>7. 営業</p> <p>8. 営業</p> <p>9. 連絡</p> <p>10. 連絡</p> <p>11. 会議</p> <p>12. 会議</p> <p>13. 連絡</p> <p>14. 連絡</p> <p>15. 単独会見</p> <p>16. 連絡</p> <p>17. オンライン会議</p> <p>18. オンライン会議</p> <p>19. 会議</p>

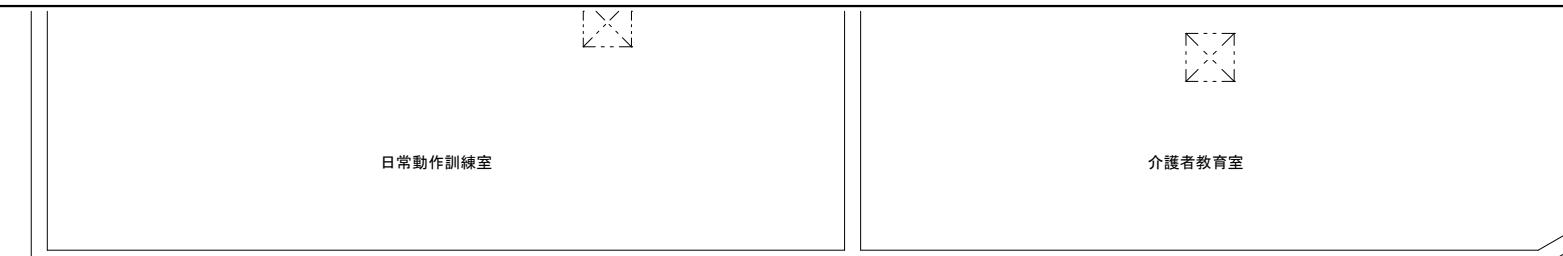
該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																															
項目	特記事項																																																														
設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着手前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 ① 墜設配管 · 構造物 · その他 () ② 調査範囲 埋設ルート · その他 () (2) 貫通及びはつり ① 墜設 · 鉄筋 · 配管 · その他 () ② 施工範囲 施工部分 · その他 () (3) 既設との合致 ① 墜設 · 接続箇所 · 増設箇所 · その他 () ② 調査範囲 施工部分 · その他 ()																																																														
前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着手前に行い、監督員に報告すること。																																																														
施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																														
基準	(1) 通用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房 官房營繕監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th rowspan="3">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">● 特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				● 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																											
				● 特定の施設		一般の施設																																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																										
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																										
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																										
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
り	(1) 穴開け及び補修 · なし · あり (2) 溝はつり及び補修 · なし · あり																																																														
施工アンカーの配線ビット	性能確認試験及び施工確認試験 · 行う · 行わない 基礎に配線ビットを挿入する場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																														
・配線の耐震処置 階の埋込配管	建物引込部の配管の耐震処置 · 行う · 行わない 建物のエキハシランジジョイント部の配線の耐震処置 · 行う · 行わない 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																														
配管	(1) 雨縁など水気のある場所に施設する場合は、U字型管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるそのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2. 1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																														
樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッキングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P管)																																																														
製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼管アーバックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内、機械室、E.P.S.、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼板製のボール及びアームは塗装しなくともよい。ただし、図面に指摘がある場合はその指しによる。 ③ 温湿度、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。 ④ 仮桟橋通部の金属配管には、防錆塗装を施すこと。 (2) 塗装エッティングペイント1種の下地処理のうえ、監督員の指示する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、底材及びその他の建築意匠上、必要な箇所の露出部ボックスは指定色焼付塗装とする。																																																														
線	通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空になった配管には、導入線（φ 1. 2mm以上の樹脂被覆線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																														
クス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。 経量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																														
間仕切のボック	(1) 屋外及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が6. 00m以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2) 屋外外形フルボックスと露出配管等の接続部は、カッピング接合等による。ただし、既存フルボックスに接続する場合は防水テープ等でシーリングを行なう。 (3) 屋外外形フルボックスはボックス内に支持ホールが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																														
ト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・スプリング · 溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																														
ブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示を（ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。）を取付ける。 ① ケーブル分歧部分 ② フルボックス部分 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中盤線の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 · 2箇所 · 4箇所 · () 篙所 2) 架空盤線の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 · 2箇所 · 4箇所 · () 篙所																																																														
ケーブル端末処	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。																																																														

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計・監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No. E-01
					- 級 建 築 士 大臣登録 264600 松田 恭一					図面名 電気設備特記仕様書 1	一 縮 尺	原図 : A2

20. 配線器具の設置	(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電線の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付けた場所が金属の場合、絶縁材を使用する。 (4) ブレードは、図面に特に記載した場合は、新金属製とする。 (5) カバーブレードは、原則として新金属製とする。 なお、器具を保護しない位置でラップ式には用途表示をすること。 (6) ハイブリッドは、水平高低調整型(座面防止リング付)とする。
21. 照明器具の設置	(1) コードベンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(燃焼した場合のコンバート形器具(2.7W以下)を除く。) (2) 接地線は電灯線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑色)を用いることができる。 (3) 照明器具を設置する際に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具の取扱いは、施工計画書一般形A級とする。 (5) 天井下吊材より支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6) ハイブリッドの照明器具は振れ止めを施工する。
22. 照明改修の際の測定	対象箇所の改修前の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所() 回
23. 分電盤、制御盤、キューピール等	(1) 回路電流の内に、完成図及び回路の引き先分かる回路を構成する。 また、分電盤を設置した場合は、回路を断つるものとする。 (2) 亂れキヤビットで外線配管をラップ式に接続する場合は、カーブリングを接続等を行い接続部から雨水等が浸入しないよう施工する。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付け、接続部からの雨水等が浸入しないようする。
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守後、防虫上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基本の高さは構造の状況を考慮する。 (3) 電気室等は水害、蒸気室、ガス管、ダクト等を通して通達させない。
25. 発電設備の燃料保管	(1) フルキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行おう。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮して施工する。
26. 電波関係の計算及び測定	(1) 計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 施工前・施工後・施工終了時
27. 土工	(1) 埋戻しの材料及び工法 ①白礁(材料: 植木立中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ②その他(材料: 山砂とする) ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 埋戻し地盤耐震性の深さは、G-L=600mm以上とする。 (3) 梱切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は締掘り、埋設管路等は布振り、外灯基盤、電柱等はつぼ張りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ枠とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び送出口付近 ②マンホール、ハンドホール付近 ③地中線路の曲折箇所 ④道幅狭苦所 ⑤直線部分では30m程度に1個
3. 機器仕様	下記に該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については、図面によること。
4. 項 目	特 記 事 項
【電気設備】	
1. 電灯設備	(1) 既設等との取り合 -無し -盤改造 ●配線接続 -電源供給 -その他()
(2) 機器類	●一般照明器具 -照明制御装置 -外灯(単独設置) -コンセント等 -分電盤、制御盤等 -その他()
(3) 一般照明器具	1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 -自立式 -吊下式 -HID灯 -その他() 3) 制御 -屋外型 -屋内型 4) 備考 -普通地域 -特殊地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 燈台灯の点灯音がグローバン式を使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) H1ドランサントを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施した場合。
(4) 照明制御装置	1) センサ類 -明るさセンサ -人感センサ -タイマー -調光スイッチ 2) 調光方式 -連続調光 -段階調光 -ON/OFF制御 -その他()
(5) 外灯(単独設置)	1) 照明用ポール ① 材質 -アルミニウム製 -鋼製 -溶接亜鉛メッキ -その他(ボリエステル樹脂粉体焼付塗装) ② 密封用遮断器又はラップアウトアクリルスイッチ内蔵装置とする。 2) 基本 -本体 -外灯 -別途工事 -既設利用 -その他() 3) 灯具 -水銀灯 -ナトリウム灯 -HID重光灯 -LED灯 -その他() 4) 安定器 -一般形高率形(H) -低始動電流形 -その他() 5) 電源 -商業電源(60Hz) -200V -100V -その他() 6) 測定回数()回
7. 交流無停電电源設備	(1) 用途 () (2) 容量 ()kVA (3) 電源方式 -常時インバータ給電方式 -ラインインタラクティブ方式 -常時商用給電方式 -その他() (4) 整流装置等 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5) 善電池 1)種類 -鉛蓄電池(-HS -MSE -長寿命形MSE) -アルカリ蓄電池(-AH -AMH) 2) 最低蓄電池温度 -5°C -15°C -25°C -5°C -() °C (6) 性能 停電備蓄時間()
8. 電力平準化用蓄電設備	(1) 用途 () (2) 能力 -ピークシフト機能 -ピークカット機能 -商用停電時のバックアップ機能 (3) 善電池 1)種類 -リチウム二次電池 -鉛蓄電池 -ニッケル水素蓄電池 2) 容量 () 3) 電池寿命 () 4) 充電回数() 5) 放電時間 () 6) 補機類 -製造者標準 -その他() (4) 性能 1)交流出入力電気方式 -三相3線式(-200V -()V) -単相3線式(200/100V) -単相2線式(-200V -100V -()V) 2) 自立運転 -する -しない 3) 系統差連式 -する -しない (5) 計測表示 遠方監視用接点 -設けない -設ける(詳細は別図による) (6) 状態・警報表示 移報用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。
9. 分電盤	付帯説明 -マツダントリーム 仕様詳細は別図による。
【発電設備】	
10. 燃料式発電設備	(1) 用途 1)用途 -防災電源用(防災認定品) -防災電源兼用(防災認定品) -一般用 2)区分 -常用 -非常用 (2) 設置場所 -屋内 -屋外(普通地域 -特殊地域) (3) 機器 -発電装置 -燃料槽 -給油ボックス -燃料移送ポンプ (4) 発電装置 1)種類 -ディーゼル発電装置 -ガスエンジン発電装置 -ガスタービン発電装置 2) 形式 -静止形 -オーバーフロー -キーピング式 -8.5dB(A)/1m -7.5dB(A)/1m 3) 始動時間(停電後起動) -10秒以内 -40秒以内 -1分以内 4) 連続運転時間 -2時間以上 -1時間以上 -24時間以上 -72時間以上 -その他() 5) 発電機 ①電気式 -三相3線式(-6.6kV -200V -()V) -単相3線式(200/100V) -単相2線式(-200V -100V -()V) ②定格周波数 -50Hz 6) 原動機 ①定格出力 -50kW以上 -()ps以上 ②冷却方式 -ラジエーター式 -冷却循環式 -その他() (5) 燃料 1)種類 -軽油 -灯油 -A重油 2) 引き出し燃料 -満タン -指定なし -その他() (6) 燃料槽 1)形式及び容量 -バケージ搭載タンク()リットル 2)設置場所 -屋外(地上) -地下埋設(-タンク室内埋設 -直埋設) 3)主燃料槽 ①設置場所 -屋内 -屋外(地上) -地下埋設(-タンク室内埋設 -直埋設) ②形式 -二重タンク -一重タンク 4)タンク式 ①設置工事 -本工事 -別途工事 -その他() ②施工 -本工事 -別途工事 -既設利用 -その他() (7) 給油ボックス 1)材質 -ステンレス製 -鋼製 -その他() 2)油温指示計 -有 -無 (8) 燃料移送ポンプ 1)電動ポンプ -両用ポンプ -油中ポンプ 2)手動ポンプ(ワインポンプ) -有 -無 3)電動ポンプ(水没防止カバー) -有 -無 (9) 基礎 -本工事(-21N/mm2 -18N/mm2) -別途工事 -既設利用 -その他()
11. 太陽光発電設備	(1) 機器 太陽電池アレイ -パワーコンディショナ -系統連系保護装置 -接続箱 -情報処理装置 (2) 負荷開閉器 1) 形式 -配電盤用 -引込柱用 -地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 -フック操作 -远方手動操作 -電動操作 ②開閉ヒューズ -有(スライド引き式) -ストラップ引き式 -電圧引外し -無 3) 引込柱用 ①本体及び制御箱の材質 -ステンレス製 -鋼製 ②保護装置 -過電流遮断器トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③遮断器 -内蔵 4) 地中引込用 保護装置は、過電流遮断器トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする (3) 变圧器 1) 形式 -油入 -モルタル 2) 設置方式 -屋内型 3) ダイヤル温度計 -有(最大指針有 -最大指針無) -無 油注入式(150kVA以上、モルタル150kVA以上)の場合は必須とする (4) 進相コンデンサ 1) 絶縁方式 -油入 -モルタル 2) その他 ①内部異常を知して動作する保護接点を設けること ②放電装置は附属又は内蔵すること (5) 施工詳細 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
12. 風力発電設備	(1) 機器 -風車発電装置 -制御装置 -系統連系保護装置 -支持構造物 -情報処理装置 (2) 風車発電装置 1) 電気能力 定格出力()kW 2) 定格周波数 60Hz (3) 制御盤 1) 出力電気方式 -三相3線式(-200V -()V) -単相3線式(200/100V) -単相2線式(-200V -100V -()V) (4) 情報処理装置 1) 装置 -データ処理装置 -データ表示装置 -気温計 -日射計 2) 記録作成 -月報 -年報 (5) 施工詳細 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
13. その他発電設備	() の仕様詳細は別図による。
【通信・情報設備】	
14. 構内情報通信網設備	(1) インターフェース 1) LAN -1000BASE-T -無線LAN() 2) WAN () (2) 機器 -スイッチ -ルータ -メディアコンバータ -ファイアウォール -時刻同期装置 -その他() 機器の仕様詳細は別図による。
15. 構内交換設備	(1) 機器 -交換装置 -電話機 -端子盤類 -アウトレット -その他() (2) 交換装置 1) 種別 -デジタルPBX -IP-PBX -VoIPサーバ -ボタン電話装置 2) 局端応答方式 -局端中継台方式 -分散中継台方式 -ダイヤルイン方式 -その他() 3) 保安用接地 -本工事 -別途工事 -既設利用 -その他() 4) 本配電盤(MDF) -自立フレーム(-片面形 -両面形) -交換機一体型 -壁掛型 -その他() 5) 電源装置 ①形式 -別型置 -一体形 -その他() ②停電備蓄時間 -30分以上 -その他() (3) 電話機 -一般電話機 -多機能電話機 -IP電話機 -その他() -デジタルコードレス電話機(PHS方式) -IPコードレス電話機(無線LAN方式) (4) 端子盤 1) 端子盤 -中継端子盤(1D) -室内端子盤 2) 中継端子盤には実装枚数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 (5) アウトレット -ローテーションアウトレット(-固定型 -上下動型(アップ式を含む)) -壁コンセント -その他()
16. 情報表示設備	(1) 設備 -マルチサイン装置 -出表示装置 -時刻表示装置 -警報等表示装置 (2) マルチサイン装置 1) 機器 -操作制御部 -情報表示盤 -その他() 2) 通信方式 -TCP/IP -別途工事 -IP-FAX 3) 操作制御部 -イーサネットキヤノン -液晶式 -その他() 4) 情報表示盤 -発光ダイオード式 -液晶式 -その他() (3) 出表示装置 1) 機器 -制御装置 -出表示盤 -その他() 2) 出表示盤 -発光ダイオード式 -液晶式 -その他() (4) 時刻表示装置 1) 機器 -時計 -子時計 -電源装置 -単独時計 -その他() 2) 時計計 -形式 -壁掛型 -自立型 -ラックマウント型(ラック架組) ②時刻補正機能 -M-FAR送信機 -アンテナ設置 -既設利用 -無線電波受信機 -アンテナ設置 -既設利用 ③回路数 ()回 ④機能 -電子チャイム()曲 -時報 -プログラムタイマー (引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) 3) 子時計 ①方式 -アナログ式 -デジタル式 ②設置場所 -屋内 -屋外 -その他() 4) 電源装置 ①形式 -電源装置 -運転時間(-10時間) 5) 独立時計 ①形式 -アナログ式 -デジタル式 ②設置場所 -屋内 -屋外 -その他() ③時刻補正機能 -有 -無 (5) 警報等表示装置 1) 機器 -表示盤 -検出装置 -その他() 2) 表示盤 ①表示方式 -表示式 -その他() ②表示器 -本体 -別途工事 -その他() 3) 指示装置 ①表示方式 -電球 -電電 -電電端子 -その他() ②設置場所 -屋内 -屋外 -その他() 4) 指示装置 ①表示方式 -電球 -電電 -電電端子 -その他() ②設置場所 -屋内 -屋外 -その他() 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

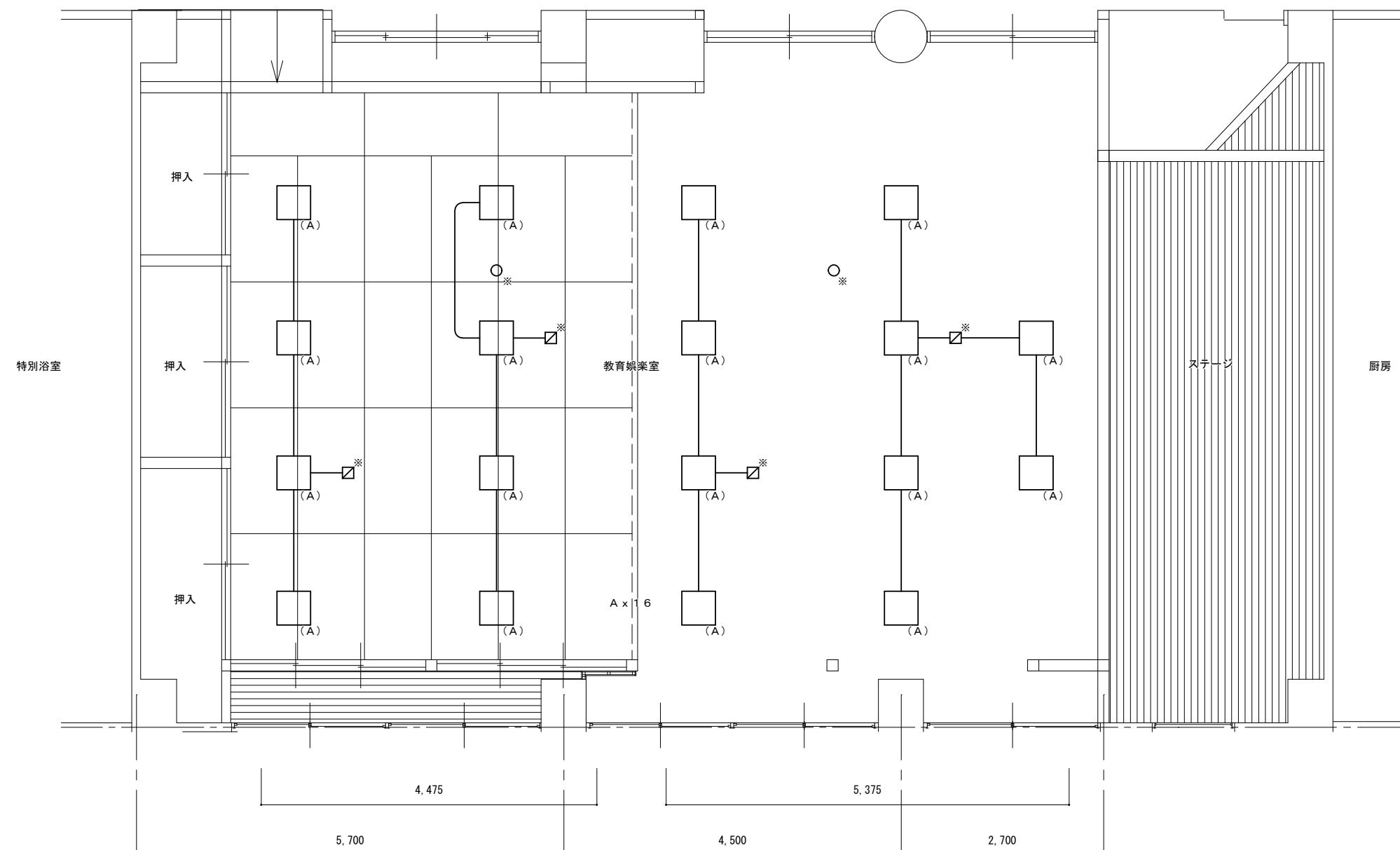
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.
		株式会社 マツダ設計		TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	大島登録 264600	松田 恒一			年月日	E-02
		図面名		電気設備特記仕様書 2					縮 尺	原図 : A2

17. 映像・音響設備	
(1) 設備	・映像機器 ・音響機器 ・操作装置
(2) 映像機器	1) 表示機器 ・プロジェクタ (- 前面投射式 ・背面投射式) ・スクリーン (- 反射マット形 ・反射ビーズ形 ・反射ストライプ形 ・透過形) 2) 付属機器 ・録画再生装置 (- H D D ・Blu-ray/D V D ・その他 ()) ・テレビチューナ (- U H F ・B S ・C S ・その他 ()) ・カメラ ・パソコン ・その他の機器 ()
(3) 音響機器	1) 増幅器 ①出力 () W ②方式 ・ステレオ ・モノラル ③出力アンプ・ターンス -Lo形 ・Hi形 2) 付属機器 ・クリエイティブライザー ・オーディオミキサー ・電源制御器 ・録音再生装置 (- C D ・メモリオーディオ ・その他 ()) ・デジオマイクロホン (- F M ・A M ・その他 ()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (- 電波式 ・アナログ ・デジタル) ・赤外線式 3) スピーカ ・天井分散配置方式 ・集中配置方式 ・併用方式 ・その他 ()
(4) 操作装置	1) 形状 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・その他 () 2) 設置 ・固定式 ・可動式 ・その他 ()
18. 拡声設備	(1) 機器 ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカ ・その他 ()
(2) 增幅器	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照) 専用 出カインピーダンス -Lo形 ・Hi形
(3) 付属機器	・オーディオミキサー ・リモコンシティク ・電源制御器 ・録音再生装置 (- C D ・メモリオーディオ ・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (- チャイム ・独自メッセージ ・プログラマタイム) ・有線マイクロфон ・無線マイクロфон (- 電波式 (- アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチャイナー (- F M ・A M ・その他 ()) ・スピーカ切替装置 ・その他の機器 ()
(4) 操作装置	・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 ()
(5) スピーカ	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照) 専用 結線 -1 W ・3 W ・() W インピーダンス -Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ()
19. 誘導支援設備	(1) 設備 ・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置
(2) 音声誘導装置	1) 検査方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 () 2) 設置場所 ・屋外 (防雨) ・屋内
3) 機器 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 ()	
4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 ()	
5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 ()	
6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 ()	
7) 受信機 ・スピーカ方式 ・イヤホン式 ・その他 ()	
(3) インターホン	1) 用途 ・外部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 () 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話網 ・繩子式 ・相互式 ・複合式 4) 運転方式 ・同時通話式 ・交替通話式 ・その他 ()
5) 機器 ・親機 ・子機 ・その他 ()	
6) 親機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 ()	
7) 子機 ①形状 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 ()	
(4) トイレ等呼出装置	1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他 () 2) 機器 ・親機 (- 呼出スイッチ ・警報装置) ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 (- 虹色) ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ペル ・その他 ()
20. テレビ共同受信設備	(1) 受信放送 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・C A T V ・その他 ()
(2) 機器 ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他 ()	
(3) アンテナ 1) 放送 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・その他 () 2) マスト ・地・波用 (- 壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・衛星用 (- 壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・その他 () 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()	
21. テレビ電波障害防除設備	(1) 対象戸数 () 戸
(2) 機器 ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・ヘッドエンド装置 ・その他 ()	
(3) アンテナ 1) 放送 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・その他 () 2) マスト ・地・波用 (- 壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・衛星用 (- 壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・その他 () 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()	
22. 監視カメラ設備	(1) 機器 ・カメラ ・モニタ装置 ・録画装置 ・ハウジング ・旋回装置
(2) 伝送方式 ・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・その他 ()	
(3) カメラ 1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) 駆動方式 ・固定式 ・遠隔可動式 3) 撮影条件 ・昼間 ・薄明時 ・夜間 4) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ()	
(4) モニタ装置 1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) モニタ ・液晶 ・P C ・その他 () 3) 設置 ・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他 ()	
(5) 録画装置 1) 記憶媒体 デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 ・F M放送受信 (- アンテナ設置 ・既設利用) 3) 時刻補正機能 ・長波標準電波受信 (- アンテナ設置 ・既設利用) ・その他 ()	

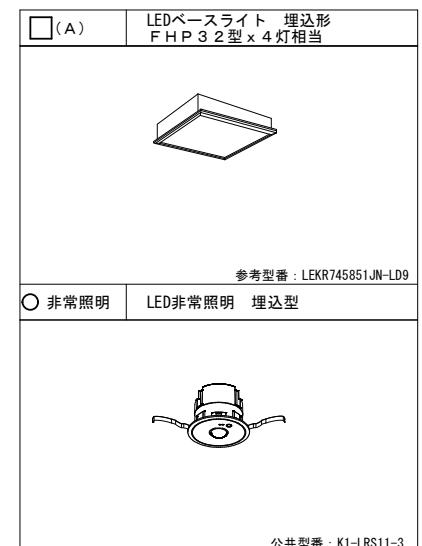


介護者教育室

廊下



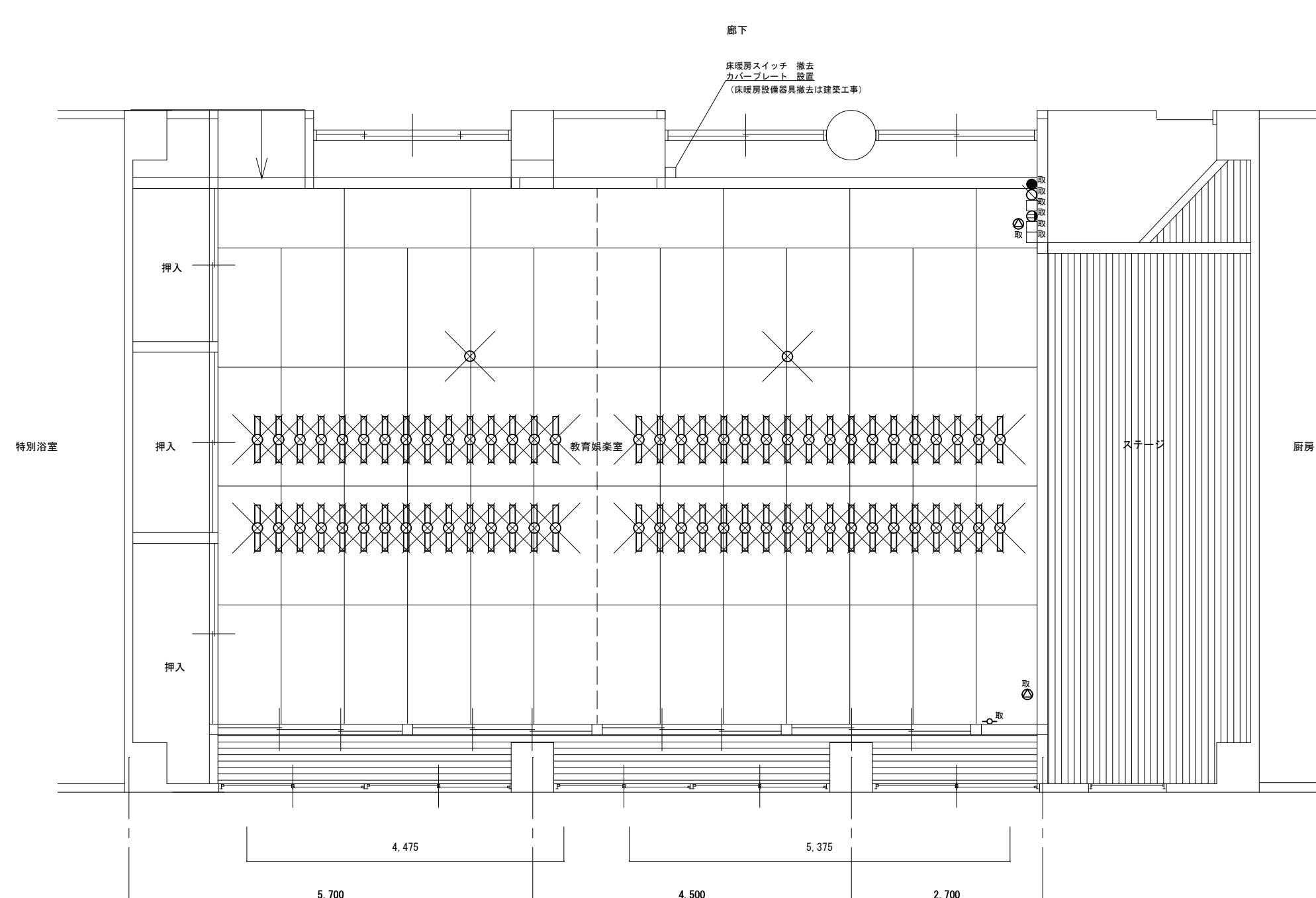
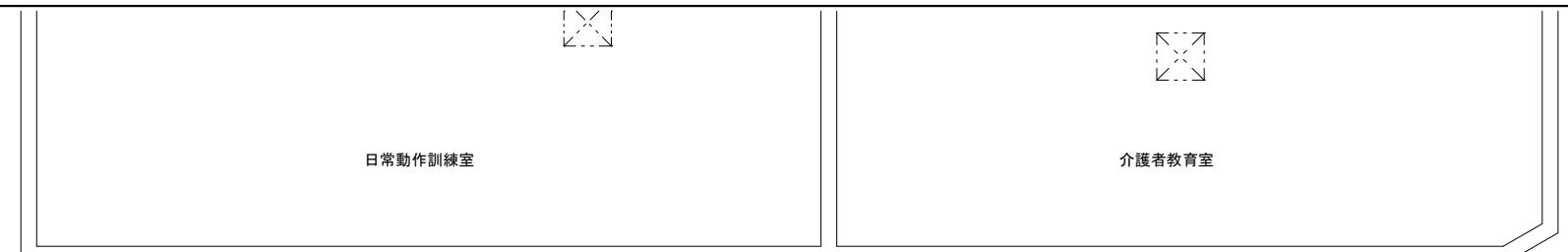
電氣設備図 S=1:50



※印は既設配線接続位置を示す

凡 例	V V F 1. 6 - 3 C
<input checked="" type="checkbox"/>	位置ボックス

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計・監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No.	
												E-04
				株式会社 マツダ設計								
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590 松田 恵一	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恵一				電気設備図 (電灯設備)		1/50	



電気設備図(撤去) S=1:50

照明器具 FL40×1 直付
非常照明 埋込
天井吊型スピーカ
スイッチ15A×3 L付
アッテネータ
プレート
コンセント
ワイヤレスアンテナ
× 撤去を示す
取 一次取り外し再設置を示す

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.
				株式会社 マツダ設計					年月日	E-05
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恵一				図面名 電気設備図 (撤去)	1/50
									縮 尺	原図 : A2